

2020 年 6 月 30 日

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項（変更）

東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 1 号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松田 剛



当社は、当社が運営する佐倉工場における事業に関して有する権利義務を岩城製薬佐倉工場株式会社（本店所在場所 東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 1 号）（以下「吸収分割承継会社」といいます。）に承継させるため、2020 年 5 月 14 日に締結した吸収分割契約に基づき、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社は、本件分割に関し、2020 年 5 月 22 日に「会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項」を備置しておりますが、2020 年 6 月 29 日付で吸収分割承継会社との間で、本件分割における承継対象権利義務を一部変更する旨の吸収分割契約に係る変更覚書を締結いたしましたので、当該覚書の内容を別紙のとおり追加いたします。また、当該覚書の締結に関連して、事前開示事項に変更が生じたので、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、変更箇所を下線を伏して表示しております。その他の事項については変更ありません。

記

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙 1「吸収分割契約書」及び別紙 1-2「吸収分割契約書変更覚書」のとおりです。

以上

別紙 1-2（吸収分割契約書変更覚書）
（次頁以降に添付）



吸収分割契約書変更覚書

鳥居薬品株式会社（住所：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号）（以下「甲」という。）と、岩城製薬佐倉工場株式会社（住所：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号）（以下「乙」という。）は、甲が運営する佐倉工場における事業に関する権利義務を乙が承継する吸収分割に関して甲乙間で締結した2020年5月14日付吸収分割契約（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（原契約の変更）

原契約別紙（承継権利義務明細表）第1項（資産）第(2)号③から、「及び敷金保証金」との文言を削除する。

第2条（原契約の効力）

前条に定める事項を除き、原契約の各条項は、従前どおりその効力を有する。

第3条（協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、信義に従い誠実に協議してその解決にあたる。

本覚書の成立の証として、本覚書2通を作成し、甲及び乙の代表者がそれぞれ捺印した上、各1通を保有する。

2020年6月29日

甲：

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松田 剛一



乙：

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

岩城製薬佐倉工場株式会社

代表取締役 角南 正記

